

丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備実施計画の これまでの点検について

令和3年11月16日

近畿地方整備局河川部

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画(令和3年版)

～自然・文化・歴史を活かした個性ある産業が息づき、地域住民が安心して生活でき、誇りを持ってふるさとを守り育てる魅力のある余呉地域を創生～



丹生川(高時川・佐惣平橋より上流を望む)

令和3年4月

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画 策定経緯

平成28年7月 丹生ダム建設事業の中止方針が決定



平成28年9月 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」の締結
(丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構の5者で締結)

1. H28.1.25付けで委員会から国に提出された意見書を重く受け止め、国、県、市及び機構は、地域整備をお互い協力して進めるものとする。
2. 5者で構成する「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会」を設置し、その検討を踏まえ、国は責任をもって地域整備の推進を図る。
3. 地域整備の推進にあたっては、滋賀県長浜市北部地域の振興を見据え行うものとする。



平成28年10月 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会」の発足

<丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会規約> (以下は抜粋)

(目的)第2条

この協議会は、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」を踏まえ、当該地域の地域振興に必要な事業の実施を図ることを目的とする。

(事業)第3条

協議会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1)整備可能な手法の協議、調整
- (2)地域振興にかかる事業の実施計画の作成
- (3)進捗の報告、確認



平成29年4月 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画」の策定(以降、毎年改定)



令和2年5月 ダムの目的に関する代替事業、ダム中止に伴う措置、地域振興の対応方針を5者で合意

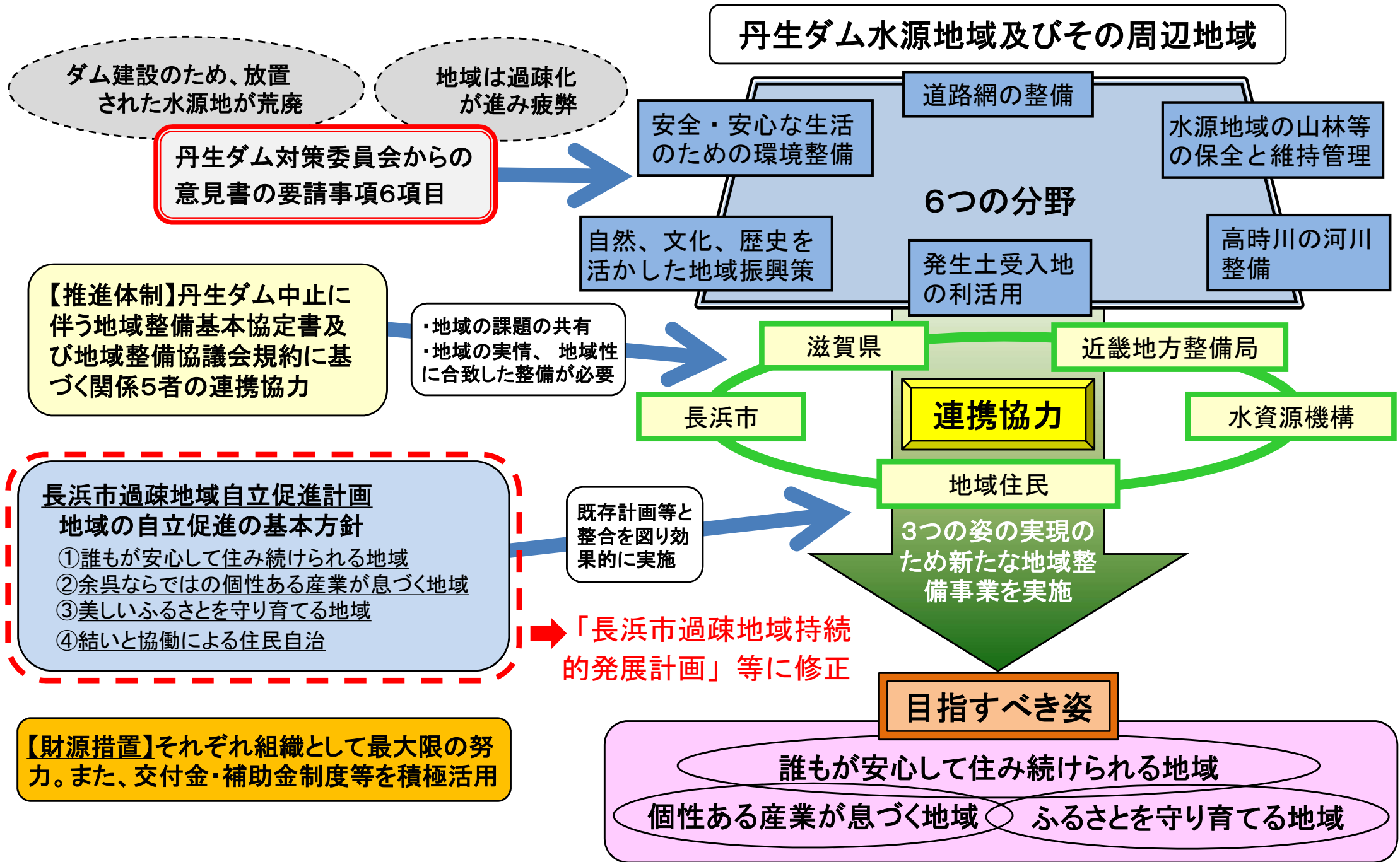


策定から今年度末で丸5年(実施計画では「概ね5年以内の着手が必要な事業」を掲載)を迎えるため、これまでの取り組み状況の点検を行い、更なる地域整備の促進を図る。

現地域整備実施計画の点検のポイント

項目(目次)	点検のポイント
●表紙 キャッチフレーズ	
●目次	
●1. 趣旨	
●2. 地域整備に向けた体制の構築 (1)丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定 (2)丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会	
●3. 余呉地域の現状と課題等 (1)地域の概要 (2)地域の課題 (3)課題解決に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正 (高齢者比率、昼間人口、遊休施設 等)
●4. 基本方針 (1)地域整備事業の推進体制 (2)財政措置等 (3)地域整備の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の計画名の修正(「長浜市過疎地域持続的発展計画」等)
<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> (4)地域整備実施計画の事業体系 </div>	<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px; color: red; font-weight: bold;"> これまでの取り組み状況の点検を行う </div>
<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> 【表-1】丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備実施計画の事業体系 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて事業体系の見直し
<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> 【表-2】事業体系の内、早期(概ね5年以内)の着手が必要なもの </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・「現在実施中及び今後取り組むべきもの」等へ改定 ・必要に応じて実施内容の修正・追記
<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> 【実施箇所図】丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備 実施箇所図 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて実施内容の修正・追記

丹生ダム中止に伴う地域整備（基本方針）



【表-1】地域整備実施計画の事業体系 点検イメージ

【表-1】丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備実施計画の事業体系

大分類	中分類	小分類	今後の検討事項	
誰もが安心して住み続けられる地域 安心・安全な生活のための環境整備	道路網の整備	① 県道の整備	住民の安心・安全の確保、地域の活性化を図るため、近隣地域とを結ぶ中河内木之本線等の県道改良及び補修を着実に進める手法を立案し検討する。	
		② 市道の整備	住民の安心・安全の確保、地域の活性化を図るため、住民生活に密着した市道について整備内容を立案し検討する。	
		③ 近隣地域との交流促進	他県と結ぶ交通ルートを整備することを地域振興策の基本施策とするため、福井県など近隣地域との交流につながる道路網の整備手法を立案し検討する。	
	高時川の河川整備	④ 治水対策	流域住民のダムに代わる安心・安全の確保のため、水害や土砂災害を防ぐ対策を実施するとともに、浚渫や護岸等の適切な維持管理を着実に進める手法を立案し検討する。	
		⑤ 瀬切れ対策	天井川特有の瀬切れ特性を踏まえ、現実的な対応策についてダム中止の検討案も参考に学識経験者等の意見も取り入れながら対策箇所、対策手法を立案し検討する。	
	安心・安全な生活のための環境整備	生活関連施設の整備	⑥ 生活関連施設の整備	地域住民の生活環境の向上を図るために必要な整備内容・整備手法を立案し検討する。
			⑦ 公共交通機関の維持・確保	地域住民の定住促進を図るため、住民ニーズに対応した公共交通機関の維持・確保できる施策を立案し検討する。

各分類項目毎の
これまでの取り
組み状況を記載

□ 必要に応じて、分類項目・検討事項内容の見直し

【表-2】事業実施内容 点検イメージ

【表-2】事業体系の内、早期(概ね5年以内)の着手が必要なもの

分類	枝番号	実施内容	実施箇所	実施主体/事業執行者 (事業予算等)	着手時期	完了したもの		
I 道路網の整備 誰もが安心して住み続けられる地域	①	① 1	工事用道路として利用した県道中河内木之本線(道路原形復旧及び改良)	中河内～菅並	水資源機構・滋賀県	H29年度～		
		① 2	県道中河内木之本線(道路補修)	歩道用転落防止柵の補修	菅並から下丹生	滋賀県	H29年度～	R元年度完了
				歩車道境界ブロックの補修				
				落石防護対策				
				道路排水対策				
				消雪施設整備				
				道路融雪(地中熱)				
		② 1	工事用道路として利用した市道洞寿院線(舗装修繕)	菅並	水資源機構	H30年度～	R元年度完了	
		② 2	工事用道路として利用した市道奥川並線(路肩補修等)	田戸～奥川並	水資源機構 長浜市(国補助金を含む)	H29年度～		
		② 3	市道菅並線	側溝改修	菅並	長浜市(県交付金を含む)	H30年度～	R元年度完了
		② 4	市道丹生小谷線他	舗装修繕	摺墨～上丹生	長浜市(国・県交付金を含む)	H30年度～	R元年度完了
				消雪施設整備	摺墨	長浜市(県交付金を含む)		
				落石雪崩対策	摺墨	長浜市(国・県交付金を含む)		
				土砂流出対策	上丹生	長浜市(国・県交付金を含む)		
		② 5	市道西村線他	消雪施設整備	上丹生	長浜市(国・県交付金を含む)	H30年度～	
	② 6	市道下丹生上丹生線	消雪施設整備	下丹生	長浜市(国・県交付金を含む)	H30年度～	R2年度完了	

- 必要に応じて、実施内容等の記載内容の見直し
- 既完了事業も別表等により整理

これまでの進捗状況について点検を実施